

承 諾 書

都市計画法第29条の開発行為の許可申請に係り、開発行為を施行する区域に公共用財産（堤とう敷）が存在するので、同法第32条及び第33条第1項第14号の規定に基づき申請者が開発行為施行区域へ当該公共用財産を編入してすること、及び境界並びに当該工事施工に異議ないので承諾します。

（添付書類 印鑑証明書）

令和 年 月 日

隣接土地所有者 （自署）

住 所

氏 名

実印

隣接土地（隣接地番を記載）

茅ヶ崎市

※承諾を得た堤とう敷は、廃止となりますので上記隣接土地は堤とう敷と隣接しなくなります。